

様式第4号

許可6足第40号

令和6年5月22日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1-2

氏 名 有限会社 タナベ

代表取締役 田 邊 宏

足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり許可する。

足寄町長 渡 辺 俊一



許可期間 令和 6年 5月24日～令和 8年 5月23日

1 事業の範囲

一般廃棄物：家庭から排出される一時多量のごみ

(家屋解体、遺品整理等に伴って生じるものに限る。)

2 許可の条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法令を遵守すること
 - (2) 事業の範囲以外の一般廃棄物は収集運搬しないこと
 - (3) 他の地域の一般廃棄物と混合して収集運搬しないこと
 - (4) 積替え保管をする場合は区分して他の地域の廃棄物と混合させないこと
- ※上記の違反が確認された場合は許可を取り消す場合があります。

3 許可の変更の状況